

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p><b>第1章 総則</b> (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 取締役会</li><li>(2) <u>監査役</u></li><li>(3) <u>監査役会</u></li><li>(4) <u>会計監査人</u></li></ol> <p><b>第4章 取締役および取締役会</b> (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>2.</u> &lt;条文省略&gt;</li><li><u>3.</u> &lt;条文省略&gt;</li></ol> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><b>第1章 総則</b> (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 取締役会</li><li>(2) <u>監査等委員会</u></li><li style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</li><li>(3) <u>会計監査人</u></li></ol> <p><b>第4章 取締役および取締役会</b> (員数)</p> <p>第18条 当社の<u>監査等委員</u>である取締役以外の取締役(以下、「<u>監査等委員でない取締役</u>」という。)は、<u>9</u>名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>2.</u> 当社の<u>監査等委員</u>である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</li></ol> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 &lt;現行どおり&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>2.</u> 前項の規定による取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></li><li><u>3.</u> &lt;現行どおり&gt;</li><li><u>4.</u> &lt;現行どおり&gt;</li></ol> <p>(任期)</p> <p>第20条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>2.</u> <u>監査等委員</u>である取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</li><li><u>3.</u> 任期の満了前に退任した<u>監査等委員</u>である取締役の補欠として選任された<u>監査等委員</u>である取締役の任期は、退任した<u>監査等委員</u></li></ol>

<新設>

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役社長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<新設>

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 <条文省略>  
2. <条文省略>  
<新設>

(名誉会長、相談役、顧問)

- 第25条 <条文省略>

員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

<削除>

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第25条 <現行どおり>  
2. <現行どおり>  
3. 前二項に関わらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(名誉会長、相談役、顧問)

- 第26条 <現行どおり>

(取締役の責任免除)

第26条

<条文省略>

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

<新設>

(員数)

第27条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(取締役の責任免除)

第27条

<現行どおり>

2. 当社は、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、会社法第 426 条第 1 項に規定する要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、会社法第 427 条第 1 項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><b>第 6 章 計算</b></p> <p>第33条 ~第36条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><b>第 6 章 計算</b></p> <p>第29条 ~第32条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除および社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 32 条の定めるところによる。</u></p>